



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ 隆安が「CHINA REGIONAL RANKING : YANGTZE RIVER DELTA FIRMS」にランクイン		
■ 知産力・知産宝が「中国特許代理機構国内代理業務総合ランキングTOP50(10月)」を発表 隆安はFセクション部門第2位		
■ 隆安創始パートナー徐家力弁護士が北京弁護士法学研究会会長に選出		
隆安朗報	-----	1
■ 「康定情歌」著作権侵害事件で隆安が勝訴		
中国知財ニュース	-----	1
■ 「知識産権強国建設綱要(2021~2035年)」の解説		
■ 国知局:2022年1月1日以後の商標登録証を電子化		
■ 国知局:特許の虚偽表示と広告における違法行為の認定		
■ 国知局:故意侵害行為の認定		
■ 国知局が2020年中国知的財産権発展状況に関する評価報告書を発表		

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安ニュース

■ 隆安が「CHINA REGIONAL RANKING: YANGTZE RIVER DELTA FIRMS」にランクイン

アジア法律雑誌 Asian Legal Business (ALB) は、「CHINA REGIONAL RANKING」を公表した。隆安上海、南京、蘇州、南通、杭州、湖州、揚州、蕪湖オフィスは、優れた専門性、卓越した総合力との業界評価を受けて「YANGTZE RIVER DELTA FIRMS」ランキングにランクインした。

<https://mp.weixin.qq.com/s/DSy15wvUge1RNSkd5NGXzQ>

■ 知産力・知産宝が「中国特許代理機構国内代理業務総合ランキング TOP50(10月)」を公表 隆安は F セクション部門第 2 位

10月25日、知財情報メディアの知産力・知産宝は、「中国特許代理機構国内代理業務総合ランキング TOP50 (10月)」を公表し、各 IPC セクション毎に、全国上位 100 の特許事務所に対する評価の結果から高評価の上位 50 事務所を選出した。隆安は、「F セクション：機械工学、照明…」部門で第 2 位に入選した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/2Cg8adgWttVKZXh2UDdkng>

■ 隆安シニアパートナー徐家力弁護士が北京弁護士法学研究会会長に選出

理論研究と司法実務の融合及び発展を図り、法律分野のデジタル化を推進するため、北京弁護士法研究会が 2021 年 10 月 9 日に設立された。北京市法学会、北京市司法局の推薦を経て、投票により隆安パートナーの徐家力弁護士が北京弁護士法学研究会の会長に選出された。

https://mp.weixin.qq.com/s/-1tTzu_OXN2_jjh_7wnhcgg

隆安朗報

■ 「康定情歌」著作権侵害事件で隆安が勝訴

隆安北京付建軍、姜夢軍弁護士は、王洛賓 VS 玖月奇跡の音楽作品著作权侵害事件で、男女ユニット玖月奇跡（被告）を代理し勝訴した。

「康定情歌」、別名「跑馬溜溜的山上」は、西康地域の代表民謡として全世界に知られている。王洛賓の継承者である原告は、被告が民謡「康定情歌」の実演権と同一性保持権を侵害していると主張し、全国の各裁判所に訴え、謝罪広告の掲載及び損害賠償と合理的な支出を求めた。

隆安は、係争民謡の著作者が別人であることを示す証拠を大量に収集し裁判所に提出した。この証拠のうち、1947 年上海中華楽学社出版の「中国民謡選」中で江定仙が作曲作詞した曲の楽譜と歌詞が係争民謡の曲調とほぼ一致していることから、裁判所は隆安の答弁意見を認め、原告の主張を棄却した。

本係争において困難であった点：

1. 係争民謡の年代が古く、出版物の証拠収集が難しく、かつ著作者の真実性が検証できない点。
2. 原告と被告の双方が、著作者に関わる出版物、CD、実演記録に関する証拠を大量に提供していた点。
3. 音楽作品に関する著作権侵害の鑑定について、専門的な知識が必要となる点。例えば、曲調のアレンジ、改変等の判断等。

このような困難な問題を伴う著作権係争案件を担当することにより、更なる著作権侵害訴訟の経験を積み重ねる契機としたい。

https://mp.weixin.qq.com/s/gmLFG3-JMCeg2Cn_gJAACg

中国知財ニュース

■ 「知識産権強国建設綱要(2021～2035年)」の解説

2021 年 9 月 22 日、中国共産党中央委員会と国務院は、「知識産権強国建設綱要(2021～2035年)」(以下、「本綱要」という)を公表し、今後 15 年間の中国知的財産発展戦略を定めた。

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

「本綱要」では、知的財産保護発展の中心となる新技術、新産業、新業態、新モデルに対して、5つの方針を示した。

- (1) 知財保護に対する客体の範囲の適時拡大
- (2) ビッグデータの使用及びプライバシーの保護と国家安全とのバランス構築
- (3) オープンソースの知財権と法律体系の整備
- (4) アルゴリズム、ビジネス方法、AI による成果物に対する知財権保護規則の整備に関する検討
- (5) インターネット分野の知財権保護制度の整備に関する検討

https://mp.weixin.qq.com/s/jvn2LY_6DKwUcMtFHmQUdw

■ 国知局:2022年1月1日以後の商標登録証を電子化

2021年10月12日、国家知的財産権局は、「商標登録証の発行方式の調整に関する公告(第453号)」を公表し、2022年1月1日から施行する。

具体的には、紙媒体で提出された商標出願について、商標局は『商標登録証の受領通知書』を発行する。出願人は、通知書に記載されているURLと取得パスワードを使って「中国商標網(サイト)」から商標登録証をダウンロードして取得する。電子出願の場合、電子出願システムに登録して商標登録証を取得する。

この電子化には経過措置が設けられている。2021年10月15日から12月31日までは、紙出願について、従来通り紙の商標登録証が発行されると共に、商標出願人に『商標登録証の受領通知書』が送付され、その通知書に記載されるURLと取得パスワードで電子商標登録証を取得することもできる。電子商標出願については、従前の電子システムを利用して提出する方式に変更はない。

<https://mp.weixin.qq.com/s/o80s5RXPUz-6ij20Tu918w>

■ 国知局:特許の虚偽表示と広告における違法行為の認定

10月12日、国家知的財産権局は、山東省と安徽省からの特許の虚偽表示と広告における違法行為に関する確認事項に関して、以下のように回答した。

回答:

1. 特許の無効或いは終了後も製品やその包装に特許表示を継続する行為について

特許法実施細則第84条の規定に基づき、専利の無効或いは終了後も製品やその包装に専利表示を継続する行為は、特許法第68条で規定された特許詐称行為に該当する。また、商品の包装に記載された文字、図形、画面などにおいて、法律法規或いは国の関連規定に基づく標記に該当しない標記が商業広告の特徴に合致する場合、広告法の規定が適用される。従って、専利無効後または権利終了後に製品またはそのパッケージに引き続き専利表示をする場合、広告法または専利法のいずれかを適用して処罰することができる。制裁金額は、「行政処罰法」第29条の規定に基づき決定される。

2. 他人の特許番号の表示及び関連製品の販売に関する行為について

「許可なく製品或いは製品の包装に他人の特許番号を表示する」行為、「製品説明書などの資料に許可なく他人の特許番号を使用する」行為、及び「特許証、特許公報或いは特許出願書類を偽造或いは変造する」行為、並びに「許可なく製品或いは製品の包装に他人の特許番号を表示した」製品の販売、「特許権が付与されていない製品或いはその包装に特許標識を表示した」製品の販売、及び「特許権が無効宣告を受けた後、或いは終了後も製品或いはその包装に特許表示を継続した」製品の販売に関する行為は、特許法実施細則第84条の規定により認定する。

3. 製品説明書などの資料に未登録の特許を使用する行為について

製品説明書などの資料において特許出願を特許と称する行為については、特許法実施細則第84条を適用して認定する。上記製品説明書を広告とする行為、及び登録されていない特許出願を広告に使用する行為については、広告法第12条を適用して認定する。

4. 特許標識表示に関する規範について

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

広告に特許製品或いは特許方法が関連する場合、特許番号及び特許種別を明示しなければならない。販売行為における特許標識表示が規範に沿っていない場合は「專利標識表示弁法」を適用し認定する。

http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/12/art_75_170713.html

■ 国知局:故意侵害行為の認定

10月11日、国家知的財産権局は、黒龍江省知的財産権局からの「知的財産権の故意侵害」の認定基準に関する確認事項に関して以下のように回答した。

知的財産権の懲罰的賠償規定において、「故意」は、知的財産権の懲罰的賠償条項で適用される主観的要件であり、懲罰的賠償は、権利侵害者に対する加重処罰として、その適用には権利侵害行為に対する主観的過失のレベルの判断基準をより高くすることを求めている。「情状が重大」とは、懲罰的賠償条項のもう一つの構成要件であり、主に加害者が侵害行為を実施した手段、方式、及びその結果などを客観的に評価することであり、基本的に加害者の主観的側面に対する判断をしない。従って、「知的財産権の故意侵害」の認定基準を細分化するとき、法律により知的財産権保護を強化し、「故意」と「情状が重大」の要素を科学的に区別し、2つの構成要素に対して不適切な併合或いは重複した評価をしないように注意しなければならない。

上記の規定と要件に基づき、「重大違法信用失墜主体名簿管理弁法」第9条に従い「知的財産権の故意侵害」行為により重大な違法信用喪失名簿に追加するか否かを判断し、同時に弁法第2条に従い当該行為がより重い行政処罰を課すか否かを判断し、弁法第12条に従い当該行為の性質が劣悪で、情状が重大で、社会的被害が比較的大きい情況に属するか否かを判断しなければならない。

http://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/18/art_75_170831.html

■ 国知局が2020年中国知的財産権発展状況に関する評価報告書を発表

10月15日、国家知的財産権局知的財産権発展研究センターは、「2020年中国知的財産権発展状況評価報告」を発表した。

発表されたデータによれば、「国家知的財産戦略綱要」が実施された以降、中国の知的財産権総合力は急速に上昇し、2020年全国知的財産権総合発展指数は2010年を基準値100とした場合304.7まで上昇し、年平均成長率は11.8%となる。

地区別の知的財産権総合発展指数では、広東、江蘇、北京、上海、浙江、山東が上位6位であり、広東、江蘇、北京はいずれも80ポイントを超えている。2020年、全国の各地域の知的財産権総合発展指数は相変わらず東部の沿岸地域が中西部より優れているという特徴を示している。

国際的にも中国の知的財産権発展水準の全世界における順位は、2015年の17位から2019年時点で8位に上昇した。2019年、中国の知的財産能力、パフォーマンス、環境指数は、全世界でそれぞれ5位、5位、23位であった。前年と比べ知財環境指数は3.44%増加した。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/10/16/art_53_170807.html